

〈参考資料 5〉

健康づくりのための食育の推進について

平成17年7月15日健発第0715002号・
食安発第0715001号・雇児発第0715003号
各都道府県知事・政令市長・特別区長宛
厚生労働省健康局長・医薬食品局食品安全部長・
雇用均等・児童家庭局長通知

食育基本法（平成17年法律第63号）は別添のとおり平成17年6月17日に公布され、平成17年7月15日から施行することとされたところである。これに伴い、下記の事項に留意の上、健康づくりのための食育の推進に特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村（政令市及び特別区を除く。）、関係機関、関係団体等に対する周知及び適切な支援をお願いする。

記

第1 食育基本法の概要

1 目的（第1条関係）

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 基本理念（第2条から第8条関係）

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開等を基本理念とする。

3 関係者の責務（第9条から第15条関係）

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民の責務を定める。

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

4 食育推進基本計画等（第16条から18条関係）

(1) 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成する。

(2) 都道府県及び市町村は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

5 基本的施策（第19条から第25条関係）

(1) 家庭における食育の推進

(2) 学校、保育所等における食育の推進

(3) 地域における食生活の改善のための取組の推進

(4) 食育推進運動の展開

(5) 生産者と消費者との交流の促進等

(6) 食文化の継承のための活動への支援等

(7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

6 食育推進会議（第26条から33条関係）

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣及び有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県及び市町村は、都道府県食育推進会議及び市町村食育推進会議を置くことができる。

第2 健康づくりのための食育の推進のための基本的考え方

- 1 健康づくり、母子保健、食品安全等の施策について、所管する部局が十分に調整を図りつつ、食育の推進に係る効果的な事業の充実強化を図ること。
また、その際には、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局とも十分な連携の下で、総合的に食育に関する施策を進めること。
- 2 地域における食育の推進に関する施策を進めるに当たっては、関係機関及び関係団体との連携強化を図ること。
- 3 都道府県及び市町村における食育推進計画の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画等との整合性を図ること。

第3 健康づくりのための食育の推進に関する基本的取組

- 1 地域における栄養・食生活改善、食品の安全性に関する知識の普及のための取組の推進
 - (1) 生活習慣病の予防及び要介護状態になることの予防など生涯を通じた健康づくりの観点から、保健所、市町村保健センター、医療機関等における栄養・食生活改善に関する正しい知識の普及や活動の推進を図ること。
 - (2) 地域における食品の安全性を始めとする食に関する幅広い情報の提供や意見交換等の取組の推進を図ること。
 - (3) 地域の食品関連事業者等が行う栄養・食生活改善及び食品の安全性に関する情報提供や意見交換の取組に協力するなど食育の推進のための活動への支援を行うこと。
- 2 家庭、保育所等における健全な食習慣の確立等のための取組の推進
 - (1) 家庭における健全な食習慣の確立及び食品の安全性に関する正しい知識の普及を図ること。
 - (2) 市町村保健センター及び医療機関での健康診査等の機会を通して、妊娠婦及び乳幼児に対し、一人ひとりの健康状態や子どもの発達段階に応じた栄養指導の充実を図ること。
 - (3) 保育所において、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行うとともに、地域と連携しつつ、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談、情報提供等の取組の促進を図ること。
- 3 食育の推進のための栄養・食生活改善及び食品の安全性に関する調査
 - (1) 食育の推進のための栄養・食生活改善に関する地域の実態把握及び施策の評価に努めること。
 - (2) 地域における食品の安全性に関する調査及び研究を行うこと。